

意見のフォローアップに係る行政機関からの回答（2回目）

家庭用ヒートポンプ給湯機から生じる運転音・振動により不眠等の健康症状が発生したとの事案（平成26年12月19日公表）については、消費者安全調査委員会より、意見に対する平成29年1月時点における関係行政機関の取組状況を確認したところ、回答は以下の通りであった。

意見(平成26年12月) 消費者安全調査委員会	質問事項(平成29年1月時点) 消費者安全調査委員会	回答(平成29年1月時点) 消費者庁、公害等調整委員会、経済産業省、環境省
<p>低周波音固有の人体への影響の有無及びそのメカニズムには不明な点もあるため、現時点においては、ヒートポンプ給湯機の運転音による不眠等の健康症状の発生を根本的に防ぐ対策を示すことは困難であるが、健康症状発生のリスクをできるだけ低減するとともに、より根本的な再発防止策の検討と発症時の対応の改善を進めるため、経済産業省、環境省、消費者庁及び公害等調整委員会は以下の取組を行うべきである。</p> <p>(1) リスク低減のための対策 ①経済産業省は、住宅の設計・施工時における騒音等防止を考えた家庭用ヒートポンプ給湯機の据付けガイドブックの活用を促すため、住宅事業者や設置事業者へ据付けガイドブックの説明及び普及を促進し、適切な時期にその効果を確認を行うよう、一般社団法人日本冷凍空調工業会を指導すること。</p>	<p><対経済産業省> ○据付けガイドブックの周知状況把握のためのアンケート調査について、集計結果、それに対する評価、評価に基づく取組について御報告願います。</p>	<p><経済産業省回答> 据付けガイドブックの周知状況を把握し、今後の活動の参考とすべく（一社）日本冷凍空調工業会が実施したアンケート調査では、回答に協力があつた施工実績を有する事業者中、据付けガイドブックの存在を知らなかったとの回答が多数を占めていたことから、同工業会では検討の結果、ガイドブックの認知度は十分ではないとして、引き続き普及活動を行う必要があるとの認識。更なる普及に向けた追加的な対応策を検討中。</p>
<p>②経済産業省は、設置状況によってはヒートポンプ給湯機の運転音に起因した健康症状を訴える者が生じる可能性があることを、製品カタログに記載する等により、消費者に伝わるよう、製造事業者を指導すること。</p>	<p><対経済産業省> ○製品カタログへの注意喚起表示の状況（全製品カタログに表示があるか及び表示例）について御報告願います。</p>	<p><経済産業省回答> 製品カタログへの注意喚起表示については、平成29年1月現在で（一社）日本冷凍空調工業会会員企業の各社にて対応が完了。 表示例は、以下の通り。 ●ヒートポンプ給湯機は、主に人が睡眠している深夜に運転するため、運転音による不眠等が一部報告されております。寝室や隣家に近い場所など騒音が気になる場所には据え付けけないでください。</p>
<p>③経済産業省は、低周波音が健康症状を発生させる可能性があることに鑑み、ヒートポンプ給湯機の運転音に含まれる低周波音の更なる低減等に向けて、製品開発を行う際に配慮するとともに、低周波音の表示の在り方について検討を行うよう、製造事業者を促すこと。</p>	<p><対経済産業省> ○専門家から低周波音の提言に関する情報収集を行っているところと認識していますが、以下の事項につき、進捗内容を御説明願います。 ・低周波音の表示の在り方、効果的な表示の検討 ・低減に効果があるとされる製品や機器の情報収集 ・低周波音の低減に資する情報収集 ○情報収集の結果、取りまとめの予定や、その時期が決まっていれば、それらについても御説明願います。</p>	<p><経済産業省回答> 低周波音の表示の在り方については、人体への生理的な影響がわからない中、効果的な表示が難しく（一社）日本冷凍空調工業会にて、引き続き検討している状況。低周波音低減に係る情報収集については、低周波音低減の効果があるとされる製品や機器の効果検証や、機器製造事業者からのヒアリングを（一社）日本冷凍空調工業会が実施。期待していた低減効果の情報等が十分に得られていないため、引き続き情報を収集し検討する。</p>
<p>④環境省は、低周波音の人体への影響について、一層の解明に向けた研究を促進すること。</p>	<p><対環境省> ○平成28年度に実施した低周波音、騒音の人体への影響についての調査について、具体的にどのような知見を得られたか、また、その知見に基づいて環境省において何らかの措置を講ずる予定があるのかについて御説明願います。 ○平成29年度から低周波についての調査を行う計画とのことであるが、その主な研究内容、スケジュールなど御説明願います。</p>	<p><環境省回答> 今年度は主として風力発電施設から発生する騒音等についての検討を行いました。その結果、風車から発生する騒音が人の健康に影響を及ぼす可能性は低いこと、及び、超低周波音・低周波音による健康リスクについては、明らかな関連を示す知見は確認されない、という結論を得ました。今後も、風力発電施設に特化せずに、低周波音、騒音への人体への影響に関して諸外国も含めた文献調査を行い、知見の収集を行ってまいります。 環境省では、平成29年度より、省エネ型温水器等から発生する騒音等の実態把握及び影響調査に係る検討を実施する予定です。初年度は、省エネ型温水器等から発生する騒音等の人への影響等について国内外の文献調査等を予定しています。</p>

意見(平成26年12月) 消費者安全調査委員会	質問事項(平成29年1月時点) 消費者安全調査委員会	回答(平成29年1月時点) 消費者庁、公害等調整委員会、経済産業省、環境省
<p>(2) 健康症状の発生時の対応</p> <p>⑤経済産業省は製造事業者に対して、ヒートポンプ給湯機から生じる運転音・振動によって健康症状が生じたとする個々の事案に対応して、製造事業者が健康症状の軽減に向けたヒートポンプ給湯機に関する具体的な対策を検討し提案するとともに、その履行がなされるように取り計らうなど丁寧な対応に努めるよう、指導すること。</p>	<p><対経済産業省></p> <p>○対応フロー作成・活用の進捗状況について御説明願います。</p> <p>○平成26年12月以降で、所有者からの連絡により、移設又は機種交換等で対応した事例について、その件数と概要について御説明願います。</p> <p>○流通業者と製造業者との情報交換などは検討されていますでしょうか。</p>	<p><経済産業省回答></p> <p>(一社)日本冷凍空調工業会にて、各社の対応状況や問題点の検討を行い、対応フローを作成しているところ(同工業会や製造事業者単独での対応が困難な場合の対応について、消費者庁と今後協議予定)。</p> <p>製造事業者が運転音・振動により健康症状が生じた事由のために行った移設等を把握することは困難。また、製造事業者は流通事業者や施工事業者が単独で対応した事例を把握することは困難。ただし、流通事業者や施工事業者とは製品の取引関係等を通じて、据付ガイドブックの周知活動等により施工への配慮の啓発を継続中。</p>
<p>⑥消費者庁は、ヒートポンプ給湯機から生じる運転音・振動によって健康症状が生じたとの苦情相談への対応方法を地方公共団体に周知すること。</p>	<p><対消費者庁></p> <p>○報告書公表後、平成28年1月以降の変化も含めて、本件に係る相談件数の推移及び解決事例を御説明願います。</p> <p>○平成28年4月以降に実施した追加施策があれば御説明願います。</p> <p>○消費者庁からの情報提供に対し、消費生活センター等からは、新たに相談対応により解決した事例の提供や多数の相談が寄せられているなど、反応があったかについて、どのようなものか、それらの更なる周知についてはどのように考えているのか御説明願います。</p>	<p><消費者庁回答></p> <p>報告書公表前1年間(2014年1月～2014年12月19日)は平均月3件 報告書公表直後1年間(2014年12月20日～2015年12月)は平均月10件、報告書公表後2年後にあたる直近の1年間(2016年1月～2016年12月)は平均月6件の相談件数あり。解決事例は平成28年4月以降報告は見当たらない。</p> <p>平成29年4月頃に、「家庭用ヒートポンプ給湯機に関する相談に係る参考資料」を再度周知予定。平成28年11月25日実施の商品テスト技術・評価研究会(国民生活センター主催)において、消費生活センターの職員・相談員へ「家庭用ヒートポンプ給湯機に関する相談対応について」のテーマで講演を行った。消費者庁提供の参考資料を活用したと思われる相談対応は数件あるが、対事業者案件ではないため、助言対応がほとんどである。今後は、消費者安全調査委員会から出される「家庭用コージェネレーションシステムから生じる運転音・振動により不眠等の健康症状が発生したとされる事案」に関する検討とともに、報告してまいりたい。また新たな周知に資する情報が得られ次第、「家庭用ヒートポンプ給湯機に関する相談に係る参考資料」に盛り込み、さらに周知をはかって参りたい。</p>
<p>⑦環境省は、現場での音の測定値が参照値以下であっても慎重な判断を要する場合があることを、一層明確に周知すること。</p>	<p><対環境省></p> <p>○平成28年度「低周波音測定評価方法講習会」の規模(参加者数、参加自治体の内訳)及び内容について御説明願います。</p> <p>○講習会アンケートで、家庭用ヒートポンプ給湯機に関する内容があれば、御紹介願います。</p> <p>○平成28年度に、参照値を規定した「低周波音問題対応の手引き書」等の4つの環境省制定文書の見直しを開始したと聞いているが、その見直しの方向性と今後のスケジュールについて御紹介願います。</p> <p>○各地方公共団体のその後の低周波音測定機の保有台数について、近々でわかったことがあれば説明願います。</p>	<p><環境省回答></p> <p>平成28年度の参加者数はのべ310人で、内訳は、都道府県45人、市区町村248人、国等17人でした。</p> <p>参加者アンケートにおいて、「エコキュート、エネファーム等から発生する騒音等の実態について、より詳細に説明してほしい」等の意見を4件頂いています。</p> <p>(1)④の回答に記載のとおり、平成28年度に風力発電施設から発生する騒音等について知見をまとめたところであり、その知見を踏まえ「低周波音対応事例集」等の見直しを検討しています。現時点では、スケジュールは確定していませんが、来年度以降速やかに進めていく所存です。</p> <p>特にありません。</p>

意見(平成26年12月) 消費者安全調査委員会	質問事項(平成29年1月時点) 消費者安全調査委員会	回答(平成29年1月時点) 消費者庁、公害等調整委員会、経済産業省、環境省
	<p>○平成28年4月以降で、騒音苦情、低周波音苦情、その中で家庭用機器に関する苦情の動向と、それに対する環境省の対応方針について御紹介願います。</p>	<p>騒音規制法などに関連する施行状況調査を毎年実施しておりますが、平成27年度調査において、低周波音に関連する苦情は全国で297件(平成26年度253件)でした。297件の内訳は、主なものとして工場・事業場に関連するものが24.2%、家庭生活という分類の苦情が24.2%でした。このうち、家庭用機器に関連するものはどれぐらいかということとはわかりませんが、家庭生活に関連する苦情の件数としては、昨年より増加しています。</p> <p>このような状況を踏まえ、環境省では、平成29年度より、省エネ型温水器等から発生する騒音等の実態把握及び影響調査に係る検討を実施する予定です。</p>
<p>⑧公害等調整委員会は、紛争となった場合の地方公共団体における適切な公害苦情対応について検討を行い、地方公共団体に対して指導、助言を行うこと。</p>	<p><対公害等調整委員会> ○平成28年4月以降の、家庭用ヒートポンプ給湯機の対応事例の情報提供について、御説明願います。</p> <p>○地方公共団体の公害苦情相談に資するように、引き続き苦情の事例を情報提供していくことですが、平成28年4月以降に情報提供したのであれば、どのような情報を提供したのか御説明願います。</p> <p>○平成27年度の低周波音苦情の件数とそれらの主な内容及び対応方法を御教示ください。</p> <p>○これまで、公害等調整委員会で取り扱ったことがある、家庭用ヒートポンプ給湯機の事案数、その概要と調停結果について御説明願います。</p>	<p><公害等調整委員会回答> 平成28年度においても、各都道府県公害審査会の会長等を対象とした公害紛争処理連絡協議会や、都道府県の公害紛争処理や公害苦情相談担当部局の職員を対象とした公害紛争処理関係ブロック会議、市町村の公害苦情相談担当部局の職員を対象とした公害苦情相談員等ブロック会議及び各都道府県等主催の公害苦情処理に関する研修会等、様々な機会を捉えて、消費者安全調査委員会からの意見の問題意識を再度周知するとともに、平成27年度に作成した事例集の活用を周知しました。また、公害等調整委員会は、毎年度、公害苦情の事例のとりまとめを行っており、家庭用ヒートポンプ給湯機による騒音の事例も含め、今年度も、地方公共団体の業務の参考とすべく事例集を地方公共団体に送付する予定です。</p> <p>前述の回答と同じ。</p> <p>平成27年度公害苦情相談調査において、「家庭生活(機器)」による低周波音の苦情が51件ありましたが、公害等調整委員会として、この内訳及び対応について把握しているものではありません。</p> <p>公害等調整委員会における調停事件において、これまで家庭用ヒートポンプ給湯機の事件を取り扱ったことはありません。</p> <p>なお、裁定事件においては、これまで4件係属しており、うち1件が取下げにより終結、3件が係属中となっています。</p>